

川辺川ダム事業に関する有識者会議(第1回)

会 議 次 第

日 時：平成20年5月15日(木) 18:30～

場 所：ホテル ルポール麴町 3F マーブル

委嘱状交付

1 開 会

- (1) 知事挨拶
- (2) 事務局からの説明

2 議 事

- (1) 座長選任、座長代理指名
- (2) 会議の運営方針の決定等
- (3) 説明・議論

川辺川ダム事業の概要と経緯等について

- (4) 議事項目の決定

3 閉 会

川辺川ダム事業に関する有識者会議（第1回）
座 席 表

鷺 谷 委 員			池 田 委 員
森 田 委 員			金 本 委 員
鈴 木（雅） 委 員			鬼 頭 委 員
鈴 木（和） 委 員			佐 藤 委 員

修正済み

（50音順）

野田 河川課長	松永 土木部長	蒲島 知事	上野 理事	古里 川辺川ダム 総合対策課長
----------------	---------	-------	-------	-----------------------

事務局（熊本県）

川辺川ダム事業に関する有識者会議 開催要項

1 趣旨

川辺川ダム事業を巡る諸課題について、様々な専門分野の研究者に、科学的かつ客観的な意見を求めるため、川辺川ダム事業に関する有識者会議(以下「会議」という。)を開催する。

2 組織

- (1) 会議は、知事が委嘱した委員をもって組織する。
- (2) 会議に座長を置き、委員の互選によって選任する。
- (3) 座長は、会議を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長の指定する委員がその職務を代理する。
- (5) 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 任期

委員の任期は、委嘱の日から平成20年9月30日までとする。

4 事務局

会議の事務局は、熊本県地域振興部川辺川ダム総合対策課及び土木部河川課に置く。

5 その他

この要項に定めるもののほか、会議の運営等に関して必要な事項は、座長が会議に諮って定める。ただし、会議に諮る時間がないなどやむを得ない場合は、この限りでない。

附則

この要項は、平成20年4月25日から施行する。

川辺川ダム事業に関する有識者会議 委員等名簿

1 委員

	(ふりがな) 氏 名	役 職 等	専門分野
1	(いけだ しゅんすけ) 池田 駿介	東京工業大学大学院理工学研究科 教授	河川工学
2	(かねもと よしつぐ) 金本 良嗣	東京大学公共政策大学院 院長	公共経済学
3	(きとう あきお) 鬼頭 昭雄	気象庁気象研究所 気候研究部長	気象学
4	(さとう ようへい) 佐藤 洋平	独立行政法人農業環境技術研究所 理事長	地域環境工学
5	(すずき かずお) 鈴木 和夫	独立行政法人森林総合研究所 理事長	森林生態学
6	(すずき まさかず) 鈴木 雅一	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	森林水文学
7	(もりた あきら) 森田 朗	東京大学公共政策大学院 教授	行政学
8	(わしたに いづみ) 鷺谷 いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	保全生態学

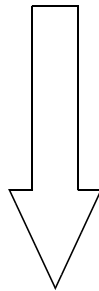
(敬称略、五十音順)

2 アドバイザー

	氏 名	役 職 等	専門分野
1	(ディック デ ブラウン) Dick de Bruin	コンサルタント(統合水管理)	河川工学

有識者会議の基本的な枠組み(イメージ図)

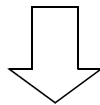
第1回	総論 事務局説明	川辺川ダム事業の概要と経緯等 ・ 川辺川ダム事業の概要や川辺川ダム事業を巡る経緯等について、事務局から説明
-----	-------------	--



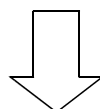
・ 各委員の専門分野や、事務局の説明を基に、議論の対象とするテーマを会議で選定

第2回 ~ (第6 ~7回)	各論 議論 (分析、検討等)	【テーマ】 治水 環境 地域振興 財政的課題 等
-------------------------	----------------------	---

回数は月1~2回程度の開催を想定して仮においたもの
テーマは、イメージをつかんでいただくため、事務局で仮に想定したもの



最終回 (第7 ~8回)	意見の整理	報告書のとりまとめ ・ 各テーマに対するそれぞれの専門分野からの科学的かつ客観的意見
--------------------	-------	---



知 事 へ の 報 告

審議会等の公開について

	熊本県情報公開条例	審議会等の会議の公開に関する指針	審議会等の会議の公開に関する指針の運用と解釈
	<p>第32条 (附属機関等の会議の公開) 実施機関の附属機関及びこれに類するものは、<u>次のいずれかに該当する</u>ときを除き、<u>その会議を公開する</u>ものとする。</p>	<p>第3 公開の基準 審議会等は、<u>原則として会議を公開</u>する。 ただし、<u>次のいずれかに該当する</u>ときは、当該会議を公開しないことができる。</p>	<p>第3 公開の基準について 審議会等の会議は、情報公開条例第32条本文のとおり、<u>原則公開</u>とする。</p>
	<p>(1) 不開示情報に該当する事項について審議等を行う会議を開催するとき。</p> <p>(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。</p>	<p>ア．条例第7条各号に規定する<u>不開示情報に該当する事項について審議等</u>を行うとき。</p> <p>イ．会議を公開することにより<u>公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる</u>とき。</p>	<p>しかしながら、一方で、<u>個人、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護</u>すべきであり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要があるため、情報公開条例では、開示しないことに合理的な利益がある情報を不開示情報として第7条各号で規定している。 <u>審議会等の会議においても、その趣旨に沿って、情報の内容による公開・非公開の判断基準として情報公開条例第7条各号を準用し、アを規定する。</u></p> <p>また、会議の公開は、県民が委員のように発言や態度表明により審議に参加する機会を提供するものではなく、あくまで、審議の状況を知る機会を提供するものである。公正又は円滑な審議が確保されなければ、審議会等の設置本来の目的を達成できないおそれがあり、会議という文書とは違った情報媒体の基準として、イを規定するものである。 <u>公開の基準イが適用されるのは、例えば会議開催の阻止や審議への介入など物理的な障害が現実のものとして存在するか、又はそのような危険が予測される場合等が考えられる。</u></p> <p><u>公開の基準ア、イの適用に当たっては、原則公開を基本として解釈・運用するものとする。</u></p>
		<p>第4 公開・非公開の決定 ア．審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。</p>	

熊本県情報公開条例（抜粋）

（行政文書の開示義務）

第7条

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
ただし、次に掲げる情報を除く。
ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及び支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録さ

れている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分を除く。

- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 議会の議員又は会派の活動に関する情報であって、公にすることにより、当該議員又は会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

川辺川ダム事業に関する有識者会議傍聴要領(案)

1 傍聴の手続き

川辺川ダム事業に関する有識者会議(以下会議)の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行ってください。

希望者が定員を超えた場合は、抽選となります。

会場への入場等については、係員の指示に従ってください。

2 傍聴に関する留意事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

会議中は、静粛に傍聴すること。

発言、プラカード、拍手その他の方法により、自らの意見等を表明することはできません。

会場内での飲食はご遠慮ください。

会場内での写真撮影、録画、録音等はできません。

その他会場の秩序を乱したり、議事を妨害したりしないこと。

3 その他

傍聴される方は、この要領に定める事項のほか、座長及び係員の指示に従ってください。

以上のことをお守りいただけない場合は、退場をお願いすることがあります。

有識者会議における各論のテーマ(案)

各論のテーマ (会議回数)	左の具体的なイメージ
1 治水について (第2回、第3回)	基本高水、森林の保水力、 計画高水流量、治水代替案 等
2 環境について (第4回)	ダムが環境に与える影響 等
現地調査 (第5回)	球磨川流域の治水の現状と課題、 球磨川流域の環境の現状と課題 等
3 地域振興について (第6回)	五木村・相良村の振興策 等
4 財政的課題について (第6回若しくは第7回)	ダム建設が県財政に与える影響、 ダムの費用対効果 等
意見の整理 (第7回若しくは第8回)	